

認可外保育施設の 保育料を補助します

子育て支援課 ☎ 66-1107

認可外保育施設に入所している第3子以降の3歳未満児の令和6年度分の保育料を補助します。

対象施設 おひさまキッズ、光の園、
その他事業所内託児施設など

対象 次のすべてに該当している
保護者

- ①保護者、子どもとも市内に住民票がある
 - ②18歳未満の子どもを3人以上養育している
 - ③第3子以降の3歳未満児を施設に入所させている(15日以上)
の月極め利用をしていること。一時保育の利用は不可
 - ④市の保育園入所基準を満たしている
- 補助額** 保護者が対象施設に支払った令和6年度分の保育料(上限月額53,000円)
※施設等利用給付を受けている場合は、その額を控除します。
- 申し込み** 4月4日(金)までに、直接子育て支援課へ。

介護者のつどい

社会福祉協議会 ☎ 69-3911
長寿課

介護者の身体負担を軽減する介護術を紹介します。

とき 3月19日(日)
午後1時30分～2時30分

ところ 勤労福祉会館

対象 市内在住で、介護保険要支援認定者・要介護認定者を介護している方

サーキュラーシティ実証実験 プロジェクト成果報告会

サーキュラーシティ推進室 ☎ 66-1226
ID 0307127

官民が連携して取り組むサーキュラーシティを目指すプロジェクトの成果報告会です。講演やパネルディスカッションもあります。

とき 3月19日(日)
午後1時30分～4時

ところ 商工会議所コンベンションホール
定員 70人

申し込み 3月14日(金)までに直接、メール、インターネットで、氏名・電話番号・メールアドレスをサーキュラーシティ推進室(☐circular@city.gamagori.lg.jp)へ。

3月は自殺対策強化月間です

その悩み、 ひとりで抱え込まず、話してみませんか

子育て、障がい、介護、アルコール依存…生きることが苦しかった時、つらい思いや不安をひとりで抱えこまず、専門機関や身近な人に相談してください。あなたが生きやすくなる方法がきっと見つかります。

こころの相談窓口 ID 0235298

福祉課 ☎ 66-1106

- あいちこころほっとライン365 (☎ 052-951-2881)
午前9時～午後8時30分
- 愛知ののちの電話 (☎ 052-931-4343) 24時間
- ビフレンダーズ (☎ 052-870-9090) ㊦ 午後8時～11時
- よりそいホットライン (☎ 0120-279-338) 24時間

気をつけたい「高齢者うつ」

長寿課 ☎ 66-1105

高齢者の場合、うつ症状が、頭痛や肩こりなどの体の不調や、怒りっぽい症状として現れることがあります。認知症との区別がつきにくいので、早めに医師に診てもらいましょう。気になることがあれば、お住まいの地域包括支援センターに相談してください。

- 中央(蒲中校区) ☎ 69-6674 午前8時30分～午後5時15分
- 東部(大塚・三谷中校区) ☎ 59-6790、みらいあ(中部中校区) ☎ 66-0800、塩津(塩津中校区) ☎ 56-7125、西部(形原・西蒲中校区) ☎ 58-1136 午前8時30分～午後5時30分

ストレスや落ち込み度が
簡単にチェックできます

▼市ホームページ

こころの体温計 🔍 検索

保育園・認定こども園 令和7年度5月入園申込

子育て支援課 ☎ 66-1107

ID 0125995

定員に空きのある園に限り、入園申込を受け付けます。

申し込み 3月5日(日)以降に順次ホームページで公開する空き状況を確認し、3月17日(日)までに、直接子育て支援課へ。※先着順ではありません。

その他 入園基準に関する子どもの面接があります。入園決定は第1希望の園にならない場合があります。入園できない場合があります。

市税・国民健康保険税の 納付方法が一部変わります

収納課 ☎ 66-1117

4月1日～バーコードの読み取りによるクレジットカードでの納付・スマホ決済が利用できなくなります。クレジットカード、スマホ決済での納付を希望する場合は、納付書などに印刷された「地方税統一QRコード」を利用してください。

まちづくり市民フォーラム 若者がひらく明日の蒲部

企画政策課 ☎ 66-1162

ID 0070316

市民と市長が、事例紹介などを通して市の未来について意見を交わします。

とき 3月16日(日)
午後1時30分～4時

ところ 勤労福祉会館

定員 70人

参加費 無料

申し込み 3月13日(日)までに直接、郵送、メールで氏名、電話番号、メールアドレスを企画政策課(〒443-8601 ☐kikaku@city.gamagori.lg.jp)へ。

その他 後日アーカイブ配信あり

消費生活相談が変わります

交通防犯課 ☎ 66-1156

現在、消費生活相談は対面で実施していますが、4月1日～(日)のみ対面で、それ以外の曜日は相談室でのビデオ通話相談に変わります。